

大山町新型コロナウイルスワクチン接種実施計画



令和3年3月

鳥取県 大山町

目 次

1. 目的	1
2. 対象者	1
(1) 対象者の範囲	1
(2) 接種順位等	2
(3) 接種対象者の概数	5
3. 接種体制について	5
(1) ワクチンの概要	5
(2) 接種スケジュール	5
(3) 接種方法	6
1) 集団接種	6
2) 個別接種	6
(4) 副反応について	7
4. 新型コロナワクチンに関する相談・問合せ	8
5. その他	8

1. 目的

新型コロナウイルス感染症に対する重症化予防及び発症抑制による集団免疫の獲得によって新型コロナウイルスの早期収束を図ることを目的に、各地方自治体における接種に関する必要な事項を定める。

本町では、町民の安心・安全を第一に考え、国及び都道府県の指針に柔軟に対応しながら、本実施計画に基づいて新型コロナウイルスワクチン接種を行うものとする。

2. 対象者

本計画による接種対象者を以下のとおりとし、国及び都道府県の示す接種順位に基づき接種する。

(1) 対象者の範囲

新型コロナウイルスワクチンの接種は、厚生労働大臣の指定した接種対象者に対して実施される。この対象者については、原則、居住地において接種を受けられることとし、接種を受ける日に住民基本台帳に登録されている者を対象として行われる。なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外される。

また、新型コロナウイルスワクチン接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に登録されていないやむを得ない事情があると町長が認める者についても、当該者の同意を得た上で、接種を実施することができる。

(やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期滞在している者の例)

○町への申請が必要な方

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ 単身赴任者 等

○町への申請が不要な方

- ・ 入院、入所者
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・ 災害による被害にあった者 等

(2) 接種順位等

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種時期を公表し、順次接種していくこととなる。国による接種順位の具体的な範囲については以下のとおりであるが、今後の審議会等における検討や、科学的知見により、見直されることもある。

※国の示す定義

1	医療従事者等	新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む）
2	高齢者	令和3年度中に65歳以上に達する方（ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を細分化する可能性がある。）
3	基礎疾患を有する者	<p>1. 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病（高血圧を含む。） ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病（肝硬変等） ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む） ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ・染色体異常 ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・睡眠時無呼吸症候群 ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合） <p>2. 基準（BMI30以上）を満たす肥満の方</p>
	高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設。居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）において、利用者に直接接する職員
	60～64歳の者	ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同時期に接種

4	上記以外の者 (16歳以上)	ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種 ワクチンの供給量・時期等によっては年齢により接種時期を細分化する可能性はある。
---	-------------------	---

○ 医療従事者等の詳細な範囲

1	<p>病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員</p> <p>※ 診療科、職種は限定しない（歯科も含まれる）</p> <p>※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。</p> <p>※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならない。</p> <p>※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。</p> <p>※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所の従事者と同様に医療従事者の範囲に含まれる。</p>
2	<p>薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む）</p> <p>※ 当該薬局が店舗販売業者と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への対応を行う者に限る。</p>
3	<p>新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員、海上保安庁職員、自衛隊職員</p> <p>※ 救急隊員等には以下のうち、患者と接する業務を行う者が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急隊員 ・救急隊員と連携して出動する警防要員 ・都道府県航空消防隊員 ・消防非常備町村役場の職員 ・消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）
4	<p>自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者</p> <p>※ 以下のような業務に従事する者が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等 保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者 ・宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者 宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する業務を行う者

<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者 ・ 新型コロナワクチン予防接種の特設会場で、予診や接種等を行う者

○ 対象となる高齢者施設等

<p>○介護保険施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 <p>○居住系介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 <p>○老人福祉法による老人福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム <p>○高齢者住まい法による住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅 	<p>○生活保護法による保護施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 <p>○障害者総合支援法による障害者支援施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 共同生活援助事業所 ・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る） ・ 福祉ホーム <p>○その他の社会福祉法等による施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む） ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター ・ 生活困窮者一時宿泊施設 ・ 原子爆弾被害者養護ホーム ・ 生活支援ハウス ・ 婦人保護施設 ・ 矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る） ・ 更生保護施設
--	---

※本町にある施設は太字の部分のみ

(3) 接種対象者の概数（総人口 15,926 人で算出）

医療従事者等	477 人	総人口の 3%
65 歳以上高齢者	6,292 人	令和 2 年度住民基本台帳の 65 歳以上の者
基礎疾患を有する者	1,003 人	総人口の 6.3%（20～64 歳の場合）
高齢者施設等従事者	238 人	総人口の 1.5%
60～64 歳の者	1,124 人	令和 2 年度住民基本台帳の 60～64 歳の者
上記以外の者	6,792 人	総人口から上記 5 区分の人口を除いた者

※上記以外の者は接種対象とされていない 0～15 歳人口も含む

《参考》 15,926 人のうち 16 歳以上の者は 14,081 人

3. 接種体制について

(1) ワクチンの概要

- 使用ワクチン…ファイザー社製ワクチン、その他今後薬事承認されたワクチン
- 管理方法…ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）を使用し国、県がワクチン供給管理

【ファイザー社製ワクチンの場合】

- * 保管方法等…ディープフリーザー（超低温冷凍庫）により-75℃以下で保管
（大山町保健福祉センターなわ健診室準備室に設置）

ワクチンを町内医療機関に冷蔵移送する場合は、専用の保冷バッグを使用して移送する。なお、移送は配送業者が行う予定とする。

- * 接種回数等…一人当たり 2 回の接種が必要（20 日間隔）

※計画策定時点で使用するワクチンはファイザー社製のものであるが、今後、薬事承認等により使用するワクチンが増えた場合は、適宜情報提供する。

(2) 接種スケジュール

国内では、令和 3 年 2 月 17 日から医療従事者へ向けた先行接種が始まっている。本町では以下のスケジュールで想定している。

- 令和 3 年 3 月以降

接種順位 1 医療従事者等の接種（医療従事者の接種は鳥取県が主導で実施する）

- 令和 3 年 4 月 19 日以降

接種順位 2 65 歳以上高齢者

接種順位 3 基礎疾患を有する者、高齢者施設等従事者、60～64 歳の者

接種順位 4 上記以外の者（16～60 歳の者）

※計画策定時点では0～16歳未満は接種対象となっていないが、対象者の変更に伴い、接種スケジュールも柔軟に対応する。

(3) 接種方法

令和3年4月中旬に町から65歳以上の高齢者にクーポン券と予診票、ワクチン接種のご案内を送付する。現段階での本町の接種体制は1) 集団接種を基本として実施する準備を進めているが、最初に供給されるワクチン供給量を勘案し、高齢者施設接種から開始する予定。その後のワクチン供給量等により町内医療機関等で行う2) 個別接種の併用等、接種体制の確立を行う。

接種に関する情報提供については、クーポン券送付時に同封する情報も合わせ、町ホームページ及び広報だいせん等を活用し周知する。町ホームページについては、国からの正式な通達等があり次第、随時最新の情報へ更新する。

1) 集団接種

- 接種会場：大山町保健福祉センターなわ 多目的ホール
- 接種期間等：令和3年5月10日(月)以降の月曜、木曜、日曜日を基本に実施。
- 接種時間：9:30～12:00 13:30～17:00
- 接種体制：接種1列あたり医師1人につき看護師2人
その他、役場事務・保健師、在宅看護師 20人程度とし必要な接種体制を設ける。
上記会場、期間において予約制にて接種を実施。

2) 個別接種

- 医療機関：集合契約に参加する町内医療機関等
- 接種期間：令和3年4月19日(月)以降、令和4年2月28日(月)まで
- 接種時間：診療時間内(医療機関からの指示による)
- 接種体制：スタッフ配置は各医療機関による
予約制にて接種を実施。
(ファイザー社のワクチンは性質上、5の倍数単位での接種となる)
※訪問接種、高齢者施設接種にも対応する。

接種のやり方は次のとおりとする。

――― 【65 歳以上高齢者】 ―――――――――――――――

○施設入所者

施設医・嘱託医等により、高齢者施設での接種を実施。

○在宅の要介護者

訪問診療を実施している医療機関による訪問接種。

○上記以外の高齢者(自立可能な者)

基礎疾患の有無等により、かかりつけ医、主治医の判断で、集団接種会場または個別接種会場での接種。

――― 【基礎疾患を有する者】 ―――――――――――――――

○かかりつけ医、主治医の判断で、集団接種会場または個別接種会場での接種。

○ワクチン供給量が確定次第、集団接種の日程を調整する。

――― 【高齢者施設等の従事者】 ―――――――――――――――

○高齢者施設入居者と同時接種（希望者のみ）で調整中。

○同時接種しない方で一般の方より早く接種したい場合は施設からの証明書により集団接種、個別接種で接種が可能。

――― 【上記以外の者（60～64 歳の者）（16～60 歳の者）】 ―――――――――――――――

○集団接種会場または個別接種会場での接種。

○ワクチン供給量が確定次第、集団接種の日程を調整する。

（４）副反応について

新型コロナウイルスワクチン接種において、国内外で副反応が複数報告されている。

一般的に新型コロナウイルスワクチンに限らず、すべての予防接種においては副反応が起こる可能性がある。過去、予防接種において副反応の経験がある方や、アレルギーがある方は予診票への記入及び医師の問診において必ず報告することとする。

接種において健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合は、予防接種法に基づく救済を受けることができる。

※予防接種健康被害救済制度（厚生労働省） 参照

4. 新型コロナワクチンに関する相談・問合せ

大山町のワクチン接種手続き等に関する一般相談

○健康対策課

電話番号：0859-54-5206 ファクシミリ：0859-54-5087

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（平日）

大山町の集団接種予約窓口

○集団接種予約専用電話

電話番号：0859-54-6400 ファクシミリ：0859-54-5087（役場健康対策課）

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日）

鳥取県 新型コロナワクチン相談センター

ワクチンの副反応や効果、相談できるかかりつけ医がないなど、ワクチンに関する専門的な相談

電話番号：0120-000-406 ファクシミリ：0857-50-1033

受付時間：午前9時から午後5時15分まで（土日・祝日も実施）

厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター

電話番号：0120-761-770（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後9時まで（土日・祝日も実施）

5. その他

本計画に定めのないものは、その都度、関係機関と協議を行い、決定するものとする